

令和 8 年熊本地震に伴う熊本県営住宅の一時提供について

1 対象者（提出書類等）

(1) 今回の地震で住宅が損壊し、「半壊」以上の罹災証明書が取れる方

(2) 世帯全員分の住民票

(3) 代理人による申請も可能としますが、申請書等に代理人の押印が必要です。

※申込時に罹災証明書や住民票が提出できない場合、住宅の被害状況がわかる写真、免許証、保険証、その他住所が確認できるものにて受付し、罹災証明書等は後日提出。

(4) 申請書

(5) 誓約書

2 使用許可

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用として使用許可を行う。

3 入居の条件

原則として次の事項を除いては、公営住宅法、同施行令及び熊本県営住宅条例等を準用する。

(1) 入居期間は、6 か月以内とする。

（入居者の状況に応じて、最長 1 年間まで更新可能。）

(2) 収入基準等の入居者資格要件は問わない。

(3) 敷金、保証金は徴収しない。

(4) 家賃及び駐車場使用料は免除する。

※熊本県財産条例第 8 条第 4 号の規定並びに「行政財産の目的外使用料の減免基準について」（平成 9 年 4 月 1 日適用）（4）及び 3 の規定により全額免除とする。

(5) 共益費、水道、光熱水費等は入居者負担とする。

(6) 退去時の修繕は原則免除としますが、使用者の過失により修繕の必要が生じたとき、又は入居資格がないと判断したときは、使用者は修繕し、その費用を負担する。

(7) 居室内において使用する家具及び家庭用電気機械器具については、使用者が用意するものとする。

4 入居許可

申込（先着）順